

通所介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	やすらぎ園デイサービスセンター
所在地	千葉県旭市イの3925番2
指定番号	通所介護 千葉県 1272000066号
管理者氏名	島田 健司
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市・銚子市・香取市・東庄町

(2) 事業者の従業者

	業務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名
看護師・看護職員	心身の健康管理・保健衛生管理	1名以上
介護職員	介護業務	5名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上
歯科衛生士	口腔衛生と機能のチェック及び指導	1名以上

(3) 設備の概要

○浴室

一般浴槽・特別浴槽（1機種）用意してあります。また、脱衣室も広くゆとりがあります。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業日・営業時間

○定員

通所介護・介護予防通所介護相当サービスを併せて、
月曜日～土曜日 35名・日曜日 10名

○営業日

月曜日～日曜日（祝祭日も営業）（ただし、1月1日～
1月3日を除く）

＊荒天時や災害発生時等、平常のサービス提供が困難な
時は、安全を考慮し、臨時休業させて頂く場合がございます。

○営業時間

午前8時15分～午後5時15分

サービス提供時間は午前8時30分～午後4時30分まで
（時間外のご利用についてはご相談ください）

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、ご自宅とデイサービスセンターとの間を送迎いたします。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎いたします。

(2) 食事

栄養士が献立を作成し、適温の食事を提供します。また、利用者の身体状況に応じた食事形態なども用意いたします。

(3) 入浴

障害のある方でも安心して入浴できる設備、器具があります。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 栄養改善

管理栄養士が低栄養状態の改善を目的として、個別的に栄養、食事相談等の栄養管理を行ないます

(6) 口腔機能向上

歯科衛生士が口腔機能向上を目的として、個別に口腔清掃の指導若しくは実施、摂取・嚥下機能に関する訓練や指導を行ないます。

(7) レクリエーション

センターのスタッフが毎回趣向を凝らしたアクティビティプログラムを用意しています。また、季節感あふれる各種行事や外出も計画します。

(8) 生活相談

事業所の従業者はもとより、関係機関等との連絡調整をし、生活の向上を目指します。

(9) 排泄

随時、排泄介助を致します。(オムツ利用の方はオムツを持参して下さい)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金 通常規模型通所介護費

7時間以上8時間未満のご利用の場合

	介護報酬額	自己負担 (1割の場合)
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円

6時間以上7時間未満のご利用の場合

	介護報酬額	自己負担 (1割の場合)
要介護1	5,840円	584円
要介護2	6,890円	689円
要介護3	7,960円	796円
要介護4	9,010円	901円
要介護5	10,080円	1,008円

*介護度・利用時間によって料金が変わります。

*降雪等の急な気象状況の悪化等により、やむを得ず、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要し、サービス提供時間内に影響が生じた場合においても、計画上の単位数を算定させていただきます。

*償還払いの場合は、一旦あなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口で請求すると還付が受けられます。

(2) 加算料金 (1割の場合)

ア 入浴介助加算 (I)	1日につき	40円
入浴介助加算 (II)	1日につき	55円
イ 個別機能訓練加算 (I) イ	1日につき	56円
個別機能訓練加算 (I) ロ	1日につき	76円
個別機能訓練加算 (II)	1ヶ月につき	20円

ウ	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	100円
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	200円
	※個別機能訓練加算を算定している場合は1ヶ月につき100円		
エ	ADL維持等加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	30円
	ADL維持等加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	60円
オ	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回につき	150円
		（月に2回を限度）	
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1回につき	160円
		（月に2回を限度）	
カ	栄養アセスメント加算	1ヶ月につき	30円
キ	栄養改善加算	1回につき	200円
		（月に2回を限度）	
ク	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき	20円
		（6ヶ月に1回を限度）	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき	5円
		（6ヶ月に1回を限度）	
ケ	中重度者ケア体制加算	1日につき	45円
コ	認知症加算	1日につき	60円
サ	科学的介護推進体制加算	1ヶ月につき	40円
シ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6円
セ	時間延長加算	1時間につき	50円
		2時間につき	100円
		3時間につき	150円
		4時間につき	200円
		5時間につき	250円
		（5時間まで保険適用です）	

ソ	送迎減算	片道につき	－ 4 7 円
タ	同一建物減算	1 日につき	－ 9 4 円
チ	業務継続計画未実施減算		－ 1 / 1 0 0
ツ	高齢者虐待防止措置未実施減算		－ 1 / 1 0 0
テ	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に9.2%を掛けて算出いたします。		
ト	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に9.0%を掛けて算出いたします。		
ナ	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に8.0%を掛けて算出いたします。		
ニ	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に6.4%を掛けて算出いたします。		

*利用料及び加算料金については法律の改定により変更されますのでご了承ください。

*介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。

☐ その他の費用

- (1) 食事代（おやつ代を含む） 1 食につき 6 0 0 円
- (2) 5 時間以上の時間延長利用料 1 時間 5 0 0 円
- (3) レクリエーション及び口腔ケア用品等の費用は自己負担となります。
- (4) 理容出張サービスについて： ご希望があった場合に理容サービスをご利用いただけます。サービス利用料は直接理容師へお支払いください。

☐ キャンセル料（利用者の都合でサービスを中止する場合）

利用日の当日午前 8 時 1 5 分までにご連絡をいただかなかった場合 1 0 %

☐ 支払い方法

毎月 1 5 日までに前月分の請求をしますので、月末までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払いの方法は口座引き落としの方法でお願いいたします。

また、場合によっては現金による支払いや、当事業所指定の口座への振込みでも結構です。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮ください。
- (4) 事業所内への貴重品や多額のお金の持ち込みはご遠慮ください。
(紛失した際は、一切の責任を負うことができません)
- (5) 曜日ごとに送迎順路が決まっています。送迎途中の諸事情でご案内した時刻と若干のズレが生じる場合があります。
- (6) 看護師が血圧測定などの健康チェックを行ないますが、その結果で入浴を控えていただく場合があります。また、緊急時には主治医に連絡の上、適切な対応をします。
- (7) 食事については、栄養士が献立を立て、適温で提供しています。また、お体に合わせて、食事形態の変更ができます。
なお、食品衛生上、食べ物の持込や、持ち帰りはご遠慮ください。
- (8) 年間を通して各種行事、プログラムを提供いたします。内容によっては材料費や参加費など実費を頂く場合があります。

6. センターの通所介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

- ① 当法人では、「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、個別援助計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助に勤めます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

- ③ 明るく、清潔で家庭的な環境の下で地域や家庭との結びつきを重視し市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、法人内に委員会の設置をすること等必要な体制の整備を行うとともに、担当者を配置し、従業員に対し、研修を定期的実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

7. 非常災害対策

- ① 感染症や災害に備え、法人内に委員会を設置し、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。
- ② 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- ③ 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な備品を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回利用者及び従業員の訓練を行います。

- ① 防災設備 消火器・火災報知器・非常通報装置
- ② 防災責任者 秋山 友和

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所への連絡等必要な措置を講じます。

*緊急連絡先

主治医： 担当医師 _____
電話番号 _____

ご家族： 氏名 _____ (続柄) _____
電話番号 _____

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、主治医等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。

ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

1 3. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

①当センターご利用者相談・苦情窓口

ご利用相談室 窓口担当者： 早川 伸子（介護支援専門員・介護福祉士）

利用時間： 月～土曜日 午前 8時15分 ～ 午後 5時15分

電話番号： 0479-60-6411

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

【市町村（保険者）の窓口】

① 旭市高齢者福祉課

所在地： 千葉県旭市二の2132番地

電話番号： 0479-62-5308

受付時間： 午前 8時30分～午後 5時15分

② 銚子市高齢者福祉班

所在地： 千葉県銚子市若宮町1-1

電話番号： 0479-24-8754

受付時間： 午前 8時30分～午後 5時15分

③ 香取市福祉健康部高齢者福祉課保険管理班

所在地： 千葉県香取市佐原2127

電話番号： 0478-50-1208

受付時間： 午前 8時30分～午後 5時15分

④ 東庄町健康福祉課介護保険係

所在地： 千葉県香取郡東庄町石出2692-4

電話番号： 0478-79-0912

受付時間： 午前 8時30分～午後 5時15分

【公的団体の窓口】

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地： 千葉県稲毛区天台 6－4－3

電話番号：043－254－7428

14. 損害賠償について

当センターにおいて、センターの責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を・斟酌して減額するのが相当と認められた場合は、センターの損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 第三者評価の実施状況について

実施の有無：有

実施した直近の年月日：2022 年 7 月 21 日

実施した評価機関の名称：NPO 法人ヒューマン・ネットワーク

評価結果の開示状況：評価の結果は WAMNET（ワムネット）に公表
しております。

16. 当法人の概要

名称・法人種別： 社会福祉法人 旭福社会
代表者役職・氏名： 理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号： 千葉県旭市イの 3 9 2 5 番 2
0 4 7 9－6 3－9 0 1 1

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

2. 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営

3. 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域支援の事業
- (3) 歯科診療所の事業
- (4) 介護員養成研修の事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (6) 地域包括支援センターの事業
- (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業

介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防通所介護相当サービスを提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	やすらぎ園デイサービスセンター
所在地	千葉県旭市イの3925番2
指定番号	通所介護 千葉県 1272000066号
管理者氏名	島田 健司
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市・山武市

(2) 事業者の従業者

	業務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名
看護師・看護職員	心身の健康管理・保健衛生管理	1名以上
介護職員	介護業務	5名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上
歯科衛生士	口腔衛生と機能のチェック及び指導	1名以上

(3) 設備の概要

○浴室

一般浴槽・特別浴槽（1機種）用意してあります。また、脱衣室も広くゆとりがあります。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業日・営業時間

○定員 通所介護

介護予防通所介護相当サービスを併せて、
月曜日～土曜日 35名・日曜日 10名

○営業日 月曜日～日曜日（祝祭日も営業）（ただし、1月1日～1月3日を除く）

＊荒天時や災害発生時等、平常のサービス提供が困難な時は、安全を考慮し、臨時休業させて頂く場合がございます。

○営業時間 午前8時15分～午後5時15分

サービス提供時間は午前8時30分～午後4時30分まで

3. サービスの内容

(1) 運動器の機能向上訓練

機能訓練指導員、介護職員等が多職種協働で個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い努めます。

(2) 口腔機能向上訓練

歯科衛生士が口腔機能向上を目的として、個別に口腔清掃の指導若しくは実施、摂取・嚥下機能に関する訓練や指導を行ないます。

(3) 栄養改善相談及び指導

管理栄養士が低栄養状態の改善を目的として、個別的に栄養、食事相談等の栄養管理を行ないます。

(4) 健康状態の確認

看護職員が血圧等の健康チェックを行ないます。

＊ 送迎・食事・入浴のサービス利用については、ご相談ください。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

基本料金（1か月につき）

	介護報酬額	利用者負担金額(1割の場合)
要支援1	17,980円	1,798円
要支援2	36,210円	3,621円

基本料金（ひと月当たりの回数を定める場合、1回につき）

	介護報酬額	利用者負担金額(1割の場合)
要支援1	4,360円	436円
要支援2	4,470円	447円

＊償還払いの場合は、一旦あなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口で請求すると還付が受けられます。

(2) 加算料金（1割の場合）

ア 栄養アセスメント加算	1か月につき	50円
イ 栄養改善加算	1か月につき	200円
ウ 口腔機能向上加算（Ⅰ）	1か月につき	150円
エ 口腔機能向上加算（Ⅱ）	1か月につき	160円

オ	一体的サービス提供加算	1 か月につき	4 8 0 円
カ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		
	要支援 1	1 か月につき	8 8 円
	要支援 2	1 か月につき	1 7 6 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
	要支援 1	1 か月につき	7 2 円
	要支援 2	1 か月につき	1 4 4 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		
	要支援 1	1 か月につき	2 4 円
	要支援 2	1 か月につき	4 8 円
キ	生活機能向上グループ活動加算	1 か月につき	1 0 0 円
ク	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 か月につき	1 0 0 円
ケ	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1 か月につき	2 0 0 円
コ	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1 回につき	2 0 円
		（6 か月に 1 回を限度）	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1 回につき	5 円
		（6 か月に 1 回を限度）	
サ	科学的介護推進体制加算	1 か月につき	4 0 円
シ	送迎減算	片道につき	－ 4 7 円
ス	同一建物減算	要支援 1	1 か月につき
		要支援 2	1 か月につき
			－ 3 7 6 円
			－ 7 5 2 円
セ	業務継続計画未実施減算		－ 1 / 1 0 0
ソ	高齢者虐待防止措置未実施減算		－ 1 / 1 0 0
タ	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に9.2%を掛けて算出いたします。		
チ	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に9.0%を掛けて算出いたします。		
ツ	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		
	※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に8.0%を掛けて		

算出いたします。

テ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に6.4%を掛けて算出いたします。

*利用料及び加算料金については法律の改定により変更されますのでご了承ください。

*介護保険の自己負担は、各利用者の負担割合に応じた額となります。

□ その他の費用

- （１）食事代（おやつ代を含む） １食につき ６００円
- （２）レクリエーション及び口腔ケア用品等の費用は自己負担となります。
- （３）理容出張サービスについて： ご希望があった場合に、理容サービスをご利用いただけます。サービス利用料は直接理容師へお支払いください。

□ キャンセル料（利用者の都合でサービスを中止する場合）

利用日の当日午前８時１５分までにご連絡をいただかなかった場合１０％

□ 支払い方法

毎月１５日までに前月分の請求をしますので、月末までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払いの方法は口座引き落としの方法でお願いいたします。

また、場合によっては現金による支払いや、当事業所指定の口座への振込みでも結構です。

５．サービス利用に当たっての留意事項

- （１）利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- （２）利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- （３）事業所内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮ください。
- （４）事業所内への貴重品や多額のお金の持ち込みはご遠慮ください。

(紛失した際は、一切の責任を負うことができません)

(5) 看護師が血圧測定などの健康チェックを行ないます。

健康チェックの結果でご利用を中止する場合があります。また、緊急時には主治医に連絡の上、適切な対応をします。

6. センターの介護予防通所介護相当サービスの特徴等

(1) 運営方針

- ① 当法人では、「一人ひとりを大切にしたい質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、個別援助計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助に努めます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 明るく、清潔で家庭的な環境の下で地域や家庭との結びつきを重視し市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、法人内に委員会の設置をすること等必要な体制の整備を行うとともに、担当者を配置し、従業員に対し、研修を定期的に実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

7. 非常災害対策

- ① 感染症や災害に備え、法人内に委員会を設置し、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。
- ② 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- ③ 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な備品を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を

作成し、防災計画に基づき、年3回利用者及び従業員の訓練を行ないます。

① 防災設備 消火器・火災報知器・非常通報装置

② 防災責任者 秋山 友和

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所への連絡等必要な措置を講じます。

*緊急連絡先

主治医： 担当医師 _____
電話番号 _____

ご家族： 氏名 _____ (続柄) _____
電話番号 _____

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、主治医等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行ないます。

1 2. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

1 3. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当： 早川 伸子（介護支援専門員・介護福祉士）

ご利用時間： 月～土曜日 午前 8時15分 ～ 午後 5時15分

電話番号： 0479-60-6411

※公的機関においても、次の機関に苦情申し立てができます

【市町村（保険者）の窓口】

① 旭市高齢者福祉課

所在地： 千葉県旭市二の2132番地

電話番号： 0479-62-5308

受付時間： 午前 8時30分～午後 5時15分

② 山武市高齢者福祉課

所在地： 千葉県山武市殿台296番地

電話番号： 0475-80-2642

受付時間： 午前 8時30分～午後 5時15分

【公的団体の窓口】

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地： 千葉市稲毛区天台 6－4－3

電話番号：043－254－7428

14. 損害賠償について

当センターにおいて、センターの責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を・斟酌して減額するのが相当と認められた場合は、センターの損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 第三者評価の実施状況について

実施の有無：有

実施した直近の年月日：2022 年 7 月 21 日

実施した評価機関の名称：NPO 法人ヒューマン・ネットワーク

評価結果の開示状況：評価の結果は WAMNET（ワムネット）に公表
しております。

16. 当法人の概要

名称・法人種別： 社会福祉法人 旭福社会
代表者役職・氏名： 理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号： 千葉県旭市イの 3 9 2 5 番 2
0 4 7 9－6 3－9 0 1 1

○定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

2. 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営

3. 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域支援の事業
- (3) 歯科診療所の事業
- (4) 介護員養成研修の事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (6) 地域包括支援センターの事業
- (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業